

# 1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成 2 1 年第 1 回有田川町議会定例会)

平成 2 1 年 3 月 5 日  
午前 9 時 3 0 分開会  
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 平成 20 年度 有田川町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 5 議案第 2 号 平成 20 年度 有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 6 議案第 3 号 平成 20 年度 有田川町老人保健事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 20 年度 有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 20 年度 有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 20 年度 有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 10 議案第 7 号 平成 20 年度 有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 20 年度 有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 議案第 9 号 平成 20 年度 有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 13 議案第 33 号 有田川町公共施設整備基金条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 34 号 有田川町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第 15 議案第 35 号 有田川町低炭素社会づくり推進基金条例の制定について
- 日程第 16 議案第 36 号 有田川町観光活性化施策推進事業基金条例の制定について
- 日程第 17 議案第 10 号 平成 21 年度 有田川町一般会計予算
- 日程第 18 議案第 11 号 平成 21 年度 有田川町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 12 号 平成 21 年度 有田川町老人保健事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 13 号 平成 21 年度 有田川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 21 議案第 14 号 平成 21 年度 有田川町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 15 号 平成 21 年度 有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 16 号 平成 21 年度 有田川町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 17 号 平成 21 年度 有田川町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 18 号 平成 21 年度 有田川町農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第26 議案第 19 号 平成 21 年度 有田川町簡易排水事業特別会計予算
- 日程第27 議案第 20 号 平成 21 年度 有田川町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第28 議案第 21 号 平成 21 年度 有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算
- 日程第29 議案第 22 号 平成 21 年度 有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算
- 日程第30 議案第 23 号 平成 21 年度 有田川町粟生財産区管理会特別会計予算
- 日程第31 議案第 24 号 平成 21 年度 有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第32 議案第 25 号 平成 21 年度 有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第33 議案第 26 号 平成 21 年度 有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第34 議案第 27 号 平成 21 年度 有田川町水道事業会計予算
- 日程第35 議案第 28 号 有田川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第 29 号 有田川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第 30 号 有田川町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 日程第38 議案第 31 号 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第 32 号 有田川町見上池及び菱池の代替池維持管理基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第 37 号 有田川町給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第 38 号 有田川町大蔵コミュニティセンター条例の制定について
- 日程第42 議案第 39 号 有田川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 議案第 40 号 有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第44 議案第 41 号 有田川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第45 議案第 42 号 有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第46 議案第 43 号 有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第47 議案第 44 号 有田川町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第48 議案第 45 号 有田川町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第49 議案第 46 号 有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第 47 号 有田川町藤並駅交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第 48 号 有田川町道路線の認定について

2 出席議員は次のとおりである（26名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	橋爪弘典
5番	東武史	6番	細東正明
7番	田中良知	8番	岡省吾
9番	前 利夫	10番	湊 正剛
11番	佐々木裕哲	12番	森本 明
13番	横畑龍彦	14番	殿井 堯
15番	浦 博善	16番	林 道種
17番	坂上東洋士	18番	楠部重計
19番	新家 弘	20番	西 弘義
21番	中 ✓ 正門	22番	中山 進
23番	竹本和泰	24番	大岡憲治
25番	亀井次男	26番	森谷信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（1名）

13番 横畑龍彦

5 会議録署名議員

6番 細東正明 24番 大岡憲治

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	浜田文男
総務課長	須佐見政人	企画財政課長	山崎正行
総合業務課長	高垣忠由	消防長	前田英幸
福祉課長	星田仁志	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	福原茂記	税務課長	赤井康彦
建設課長	中西一雄	産業課長	中島詳裕
地籍調査課長	大方肇	水道課長	山本満寿典
下水道課長	東敏雄	教育委員長	毛保敦
教育長	楠木茂	学校教育課長	岩本良憲
社会教育課長	西尾幸治		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 本下浩久 書記 池 ■ ひろ子

## 8 議事の経過

開会 9時34分

### ○議長（橋爪弘典）

皆さん、おはようございます。

13番、横畑龍彦君から午前中欠席の届出がありましたので、報告します。

ただいまの出席議員は、25人であります。

定足数に達していますので、第1回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成21年第1回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

### ○議長（橋爪弘典）

ここで、去る2月25日、教育委員会定例会におきまして教育委員長に選任されました毛保敦教育委員長から発言を求められていますので、これを許可します。

毛保君、壇上へ上がってください。

### ○教育委員長（毛保 敦）

ただいま、議長さんのお許しをいただきましたので、本会議中のたいへん貴重な時間をお借りして、恐縮に存じますが、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月の教育委員会の定例会におきまして、委員長を拝命いたしました。私にとりましては、この上もない、身に余る光栄ではございますが、何分、浅学非才の者でございますので、その責任の重大さを身にしみて感じているところでございます。

私は職業柄、教育には素人ではございますが、教育にかける情熱と、それから旧金屋町のときから引き続いて委員をやらせていただいております、その経験を頼りに、微力ではございますけれども、精一杯全力で職務を全うすべく努力をしていきたいと考えておりますので、議会の先生方、また町長さん初め町執行部の皆様方におかれましては、それぞれのお立場からご支援ご指導賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが挨拶といたします。

どうか、今後ともよろしく願いいたします。

[拍手]

### ○議長（橋爪弘典）

毛保教育委員長に申し上げます。

このたびの教育委員長のご就任おめでとうでございます。

有田川町の教育は、町民の教育に対する伝統的な熱心さと教育委員会のたゆまない努力により、その充実ぶりは、全国的に見ても高い水準にあります。

今後とも教育行政進展のため全力を尽くされ、その職責を果たしていただくようお願い申し上げます。

続きまして、去る2月23日、町長より教育委員に任命されました岩本行弘教育委員から発言を求められていますので、許可いたします。

岩本君、登壇してご挨拶をお願いいたします。

○教育委員（岩本行弘）

議長さんから発言をお許しいただきましたので、一言ご挨拶させていただきます。

私、旧金屋の方で醤油を作っていました、今回、この教育委員という重責を、とても私では具合悪いのと違うかと、だいぶお断りもさせていただいたのですが、ぜひともというお話をいただきまして、この身に余る光栄でございます。ありがとうございます。

小川小学校当時、育友会会長を務めさせてもらったことが少しありますけども、何分にも教育のことが全くわかっておりません。議員の先生方、また執行部の方々、また教育委員会の方々の、これからご指導いただきまして、少しでも子供たち、また社会教育のために何かになれたらなど、務めてまいりますので、どうかご指導の方を皆さんよろしく申し上げます。

本日はどうもありがとうございます。

[ 拍 手 ]

○議長（橋爪弘典）

岩本教育委員に申し上げます。

平成20年12月議会定例会において、全会一致で任命同意されました。

おめでとうございます。

委員の持てる若い力とバイタリテイをもって、課題山積みの有田川町の教育行政に全力で取り組んでいただくようお願いいたします。

頑張ってください。

[岩本行弘教育委員、退場]

~~~~~

開議 9時40分

○議長（橋爪弘典）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 会議録署名議員の指名 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番、細東正明君、24番、大岡憲治君を指名いたします。

…………… 日程第2 会期の決定 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員長から2月27日に開催されました委員会の結果について、ご報告願います。

議会運営委員長、岡省吾君。

○議会運営委員長（岡 省吾）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告申し上げます。

去る2月27日、議会運営委員会を開き、本定例会の会期、日程等について協議いたしました結果、会期につきましては、本日から3月25日までの21日間とし、日程については、お手元に配布されている日程表のとおりといたしたく思います。

日程第4から日程第51までの議案48件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めたのち、全員協議会でご審議いただきたいと思います。

全員協議会が終わり次第、本日、日程第4、議案第1号から日程第16、議案第36号について、本会議で議案審議をお願いいたします。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月25日までの21日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月25日までの21日間に決定しました。

…………… 日程第3 諸般の報告 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された議案は、48件であります。

また、本日の説明員は、町長ほか20人です。

次に、監査委員より平成20年11月、12月、平成21年1月分の例月出納検査の結果が、それぞれお手元に配布のとおり報告されています。

次に、本定例会までに受理いたしました請願、陳情について、吉備中学校校舎及び体育館、武道館併設の改築に関する請願は、総務文教常任委員会に、そして、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳

情は、住民福祉常任委員会に、それぞれ、お手元に配布の文書表のとおり付託することに決定しましたので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

日程第4から日程第51までの議案48件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第51までの議案48件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに平成21年有田川町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはたいへんお忙しい中、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

平成21年度当初予算案、その他諸議案のご審議をお願いするに当たり、有田川町長として所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様に一層のご理解とご協力をお願いする次第であります。

我が国の経済は、世界の金融資本市場の危機を契機に世界的な景気後退が見られる中で、外需面に加え、国内需要も停滞し、景気の下降局面にあります。雇用情勢は、急速に悪化しつつあるとともに、企業経営も極めて厳しい状況となっております。しかし、今後は物価の動向から見て、原油価格の急速な下落から消費者物価は落ち着くものと見られているところであります。

このような中、国において国民生活と日本経済を守る観点から、まず当面は景気対策、中期的には財政再建、中長期的には改革による経済成長という三段階で経済財政政策を進める、としているところであります。具体的には、既に平成20年度第1次補正予算による安心実現のための緊急総合対策、第2次補正予算による地域活性化対策などの生活対策及び生活防衛のための緊急対策を実施し、平成21年度後半には、民間需要の持ち直しと低迷を脱していくことを目標に取り組むとしております。

地方の立場として、地方財政計画の規模抑制に努めるものの、社会保障関係経費の自然増が見込まれることに加えて、地方財政の借入金の残高は平成21年度末に197兆円と見込まれ、公債費が高水準で推移することから安定した財政運営に必要な地方交付税及び



一般財源の総額を確保されなければなりません。

このような状況を踏まえ、平成21年度の国家予算8兆5,557億円、前年比6%増が閣議決定され、このうち地方へ配分される、いわゆる地方自治体にとって最も重要な収入源である地方交付税分、出口ベースで1兆5,202億円、前年比2.7%増が予算措置されるとともに、このほど平成21年度地方財政計画、予算規模8兆5,557億円が公表されました。

その結果、地方税及び国税収入の減・公債費の増・社会保障関係経費の自然増等により1兆4,664億円の財源不足を生じるものの、地方交付税においては、生活防衛のための緊急対策に基づく特別枠、地域雇用創出推進費の創設などで4,141億円が増額されました。なお、財源不足については臨時財政対策債等の財源確保により国が補填。ほぼ前年度並みの予算規模が確保されることとなりました。

このような中、私どもの町では合併して4年目を迎え、旧3町一元化に向けての醸成も進み、ようやく安定期に入ったところであります。

有田川町としまして、国や周辺の経済情勢を視野に入れた情勢対策に取り組むとともに、基本的には、有田川町長期総合計画を粛々と計画的に実行していくことが最も重要であると考えております。行政・議会・町民の皆さんと一丸となって、町民の生活向上、活力ある町を築いていく所存であります。

さて、平成21年度の予算編成方針は、歳入に重点を置いた一般財源枠配分方式を本年度も実施することによりまして、計画的な歳出の適正化に努めています。加えて、本町の継続可能な安定した予算構造を構築することを目標に予算編成に努めています。

歳入面では、町税収入の減収は回避できないものの、前段でも申し上げましたとおり、明るいきざしとして、国の緊急経済対策による地方交付税の増及び臨時交付金等の増額を見込んでいます。しかし、国の三位一体改革の影響により、年々経常一般財源が減少していることには変わりありません。

一方、歳出面では、社会保障経費である民生費の増加が見込まれることに加え、公債費が高水準で推移することから、依然として厳しい財政運営を強いられている現状であります。本年度は、とりわけ、雇用の創出に視点を置いた観光の振興対策及び産業振興対策、消防防災の強化、教育の充実及び情報格差是正に伴う情報通信基盤の整備、また、地域に密着した道路維持整備費等に重点を置いています。

本年度の一般会計予算は1兆4,300万円であり、前年に比べ1兆7,000万円の減額、前年比93.1%の予算であります。福祉費の増額を含め、合併以前からの大型事業等が完了することによる予算規模となっています。しかし、依然として収支不足を財政調整基金から1億1,800万円を繰り入れる厳しい予算編成になっているところであります。

合併して早くも3年間経過をしました。振り返ってみますと、本当にこの3年間というのは、あっという間の時期であったと思います。まず3年間、できるだけ旧町が早く1つ

になって新しい有田川町になることに努力をしてまいりました。おかげさまで、今日、これが本当に3年前、別々のそれぞれの町が合併してできた有田川町かなというぐらい、今、1つになりつつあります。この4月1日に商工会が合併しますと、あとはもう森林組合のみ残すことになりまして、ほとんどの団体が1つになることができました。これも、議員各位、あるいは町民の皆さん方の温かいご理解とご協力の賜物だと思っています。熱く御礼を申し上げて、心から感謝を申し上げたいと思います。

残された任期というのは、もう本当にわずかでございますけれども、21年度については、できるだけ各地域均衡ある発展を目指して今後も取り組んでいきたいと思っています。どうか、議員各位においては、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いをする次第であります。

本定例議会に上程いたします議案は、予算案件27件、条例案件16件、その他の議決を求めるもの5件の合計48件であります。

それでは、まず、議案第10号の平成21年度有田川町一般会計予算からご説明を申し上げます。

平成21年度予算編成について、本町は平成19年度から導入をしています一般財源枠配分方式をもって編成をいたしました。

歳入総額143億7,000万円で、うち見込み得る一般財源である町税・地方譲与税・各交付金・地方交付税・臨時財政対策債・繰越金等の合計106億円に対し、歳出経費である人件費・公債費・積立金・一部事務組合負担金等の合計66億円を差し引いた残額一般財源40億円を各課へ配分しています。

歳入の主なものといたしまして、自主財源であります町税に26億9,175万7,000円を計上しています。最近の経済情勢の落ち込み、とりわけ、町民税の減収に加えて、本年は固定資産税の評価替えに伴い減収は回避できません。しかし、他の町税については、概ね前年並みの状態となっています。なお、徴収率は、町民意識が高く、県下でトップクラスに位置しているところであります。しかし、滞納対策については、今後も和歌山地方税回収機構等を活用し、滞納率の減少に努めてまいりたいと考えております。

地方譲与税については、2億1,000万円を計上しています。

平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴い、地方譲与税、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税等の用途制限が廃止され、一般化されることとなっています。

各交付金の主なものについては、地方消費税交付金に2億3,000万円を、自動車取得税交付金に1億円を計上しています。また、その他交付金においても、平成21年度地方財政計画を踏まえたものとしています。

地方交付税については、国から地方公共団体へ交付される総額15兆8,202億円は、前年に比べ4,141億円、2.7%の増額となっています。本町においても、前年比微増の65億円を計上しています。内訳としまして、普通交付税は、前年決算見込額相当分を見込み、特別交付税においては、合併した市町村に3ヵ年に限って交付される包括算入

が平成20年度末で終了するため、減額を見込んでいます。なお、本年度創設された地域雇用創出推進費に伴う地方交付税は、まだ国において具体化されていないため、補正対応していきたいと考えています。

国庫支出金に5億3,518万8,000円を、県支出金に12億8,414万9,000円を、基金繰入金として、総額3億4,802万円を、内訳として、財政調整基金より1億1,800万円、前年より4億9,200万円の減を、町減債基金より7,363万6,000円を、地域振興基金より3,250万円を、観光振興基金より215万4,000円を、水源の森基金より38万9,000円を、温泉施設等整備資金基金より220万2,000円を、ふるさと基金より827万3,000円を、保育所整備資金基金より388万4,000円を、小学校施設整備資金基金より7,900万円を、学校統合基金より698万2,000円を、まちづくり基金より2,100万円を計上しています。

町債としましては、総額18億6,400万円、前年より7億9,100万円の減を、内訳として、臨時財政対策債に6億5,000万円を、総務債に1億9,370万円を、民生費に2億1,200万円を、農林水産業債に1億960万円を、土木債に3億9,090万円を、消防債に1,750万円を、教育債に2億9,030万円を、それぞれ計上しています。

これによりまして、平成21年度末の地方債残高は、235億5,269万9,000円となる見通しであります。

その他の歳入につきましても、従来の歳入実績に基づいて、それぞれの科目に計上いたしております。

歳出におきましては、2款総務費財産管理費の不動産借上料に694万4,000円を、これは、前年より734万3,000円の減となっております。

企画費の委託料では1,550万円を、電子計算費の備品購入費に1,245万9,000円を、交通安全対策費の工事請負費に522万6,000円を、辺地共聴施設整備のテレビ共聴施設補助金に4,302万9,000円を、携帯電話エリア整備費の工事費及び備品購入費に2,770万円を、選挙費の衆議院議員総選挙費に3,450万円を、町長・町議会議員一般選挙費に3,200万円を、農業委員会委員選挙費に1,000万円を、3款民生費の社会福祉総務費では、社会福祉協議会補助金に4,800万円を、国民健康保険事業特別会計への繰出金に2億8,472万9,000円を、障害者福祉費では、地域活動支援センター事業等の委託料に1,753万9,000円を、老人福祉費では、高齢者福祉センター委託料及び生きがい活動支援通所事業委託料等の委託料に4,550万4,000円を、介護保健事業特別会計繰出金に3億7,771万4,000円を、老人保健事業特別会計繰出金に330万7,000円を、後期高齢者医療特別会計繰出金に4億7,526万8,000円を、児童福祉費では、私立保育所広域入所委託料及び私立保育所入所委託料等の委託料に1億3,577万6,000円を、保育所費では、保育所建設事業費に1億8,880万5,000円を、4款衛生費では、委託料として、保健衛

生総務費の妊婦一般健康診査委託料及びガン検診委託料等に4,768万円を、清掃費のじん芥処理費では、委託料として、収集運搬業務等の委託料に7,024万1,000円を、6款農林水産業費の農業振興費では、中山間地域直接支払制度交付金に2億880万円を、強い農業づくり交付金に1億3,755万円を、農地費では、黒松農道等工事請負費に6,829万9,000円を、地籍調査費では、調査測量委託料に1億9,332万3,000円を、林業費の林道新設改良費では、工事請負費に2億551万2,000円を、森林整備費の森林整備地域活動支援交付金に2,350万円を、7款商工費の観光費では、委託料のふるさと体験施設指定管理料等に3,139万7,000円を、8款土木費では、道路橋りょう維持費について、各地域要望に対応できるよう、特に道路維持費及び原材料支給等地域密着に重点を置いたものとし、工事請負費に1億5,571万6,000円を、道路新設改良費の工事請負費に2億3,165万円を、都市計画費では、まちづくり交付金事業完了に伴い大幅に前年に比べ減額となっています。

都市計画総務費の委託料に1,143万9,000円を、9款消防費では、非常備消防費の消防団員退職報償金に3,114万円を、消防施設費の防火水槽整備工事費に2,270万円を、また、消防積載車等の備品購入費に1,350万円を、10款教育費では、通学対策費のスクールバス等運行委託料等に4,045万円を、義務教育振興費の特色ある学校づくり施策等、教育活動奨励金に1,200万円を、社会教育費では、青少年健全育成事業費の海外研修委託料に1,164万円を、社会教育施設費の図書購入費に1,120万円を、保健体育施設の工事請負費に920万円を、12款公債費では、元利償還金に30億8,895万2,000円を、13款諸支出金では、基金費の合併地域振興基金積立金等に2億2,913万6,000円を、また、他の特別会計繰出金として、国民健康保険事業特別会計繰出金に2億8,472万9,000円を、介護保険事業特別会計繰出金に3億7,771万4,000円を、老人保健事業特別会計繰出金に330万7,000円を、後期高齢者医療特別会計繰出金に4億7,526万8,000円を、簡易水道事業特別会計繰出金に2億869万4,000円を、農業集落排水事業特別会計繰出金に2億7,517万2,000円を、簡易排水事業特別会計繰出金に139万9,000円を、公共下水道事業特別会計繰出金に1億8,214万2,000円を、かなや明恵峡温泉特別会計繰出金に1,132万3,000円を、八幡山林財産区管理会特別会計繰出金に110万円を計上しています。

その他にも所用の経費を計上した結果、平成21年度一般会計予算は、歳入・歳出それぞれ143億7,000万円、前年度比6.9%の減と相成りました。

次に、特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

議案第11号は、平成21年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算であります。

国民健康保険事業は、医療費の動向に大きく左右されるものでありますので、疾病の早期発見、早期治療を目指すことはもちろん、予防医療に重点を置いた健康づくり事業を推進しているところであります。

医療費は年々、増加と被保険者の減少という依然として厳しい中、保険給付費、後期高齢者支援金、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金等に38億476万5,000円を計上しています。なお、この財源といたしまして、国民健康保険税、療養給付費交付金、前期高齢者交付金及び国・県支出金、共同事業交付金などを充てることにいたしております。

議案第12号は、平成21年度有田川町老人保健事業特別会計予算であります。

高齢化の進行に伴い、老人医療が年々増加している現状である。当老人保健事業特別会計は、後期高齢者医療制度への移行に伴う、暫定期間中の経過的予算として、4,121万2,000円を計上しております。この財源としまして、支払基金交付金、国・県支出金及び一般会計繰入金を充てることにいたしております。

議案第13号は、平成21年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本年度予算として、後期高齢者医療広域連合納付金等に6億6,536万9,000円を計上しております。この財源といたしまして、保険料及び一般会計繰入金を充てることにいたしております。

議案第14号は、平成21年度有田川町介護保険事業特別会計予算であります。

介護保険事業に要する介護サービス給付費、介護サービス給付費など、前年比7.7%増の23億3,369万9,000円を計上しています。この財源といたしまして、保険料、支払基金交付金、国・県支出金及び一般会計繰入金を充てることにいたしております。

議案第15号は、平成21年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算であります。

特別養護老人ホームしみず園の基金利子101万8,000円を基金費として積み立てるとともに、施設管理費に450万円計上しています。歳入・歳出予算の総額は551万8,000円と相成ります。

議案第16号は、平成21年度有田川町簡易水道事業特別会計予算であります。

本年度から釜中簡易水道、黒松地区と岩倉簡易水道、立石地区施設整備事業に着手。水道施設整備費の工事請負費に1億1,808万1,000円を計上し、予算総額は、6億1,431万8,000円と相成りました。なお、この財源といたしまして、分担金、使用料及び国支出金、一般会計繰入金を充てることにいたしております。

議案第17号は、平成21年度有田川町公共下水道事業特別会計予算であります。

本年度は、第1期工事の最終年度にあたりるとともに、浄化センターが完成し、一部供用開始されます。

本年度の予算につきましては、歳出の主なものについて、施設整備事業費の明王寺地区工事請負費に2億3,952万5,000円を、施設整備交付金事業費の小島地区工事請負費に1億5,150万円を、町債の元利償還金に9,688万4,000円を計上し、予算総額は、8億5,489万3,000円と相成ります。なお、財源といたしまして、使用料、負担金、国庫支出金、町債及び一般会計繰越金を充てることにいたしております。

議案第18号は、平成21年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算であります。

農業集落排水事業につきましては、現在、田殿・徳田・吉見・熊井・奥・吉原の5つの処理施設が供用中であります。

本年度予算につきましては、総務管理費の監視システム更新委託料に1,417万5,000円を計上し、処理施設管理費、町債の元利償還金などに3億1,762万1,000円を計上しております。なお、財源として、分担金、使用料、一般会計繰入金を充てることにいたしております。

議案第19号は、平成21年度有田川町簡易排水事業特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、施設維持管理費、町債の元利償還金などに263万8,000円を計上しております。

議案第20号は、平成21年度有田川町浄化槽事業特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、施設の維持管理費を主に、町債の元利償還金などに574万7,000円を計上しております。

議案第21号は、平成21年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、施設維持管理費等に1億1,320万6,000円を計上しています。なお、財源として、使用料及び諸収入、一般会計繰入金を充てることに致しております。

議案第22号は、平成21年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬などに5万8,000円を計上しております。

議案第23号は、平成21年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算であります。

本年度の予算につきましては、財産区管理会委員報酬及び労務作業賃金等に64万円を計上しております。

議案第24号は、平成21年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理委員報酬及び予備費等に175万4,000円を計上しております。

議案第25号は、平成21年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理委員報酬、公有林整備事業債元利償還金繰出金などに116万1,000円を計上しております。

議案第26号は、平成21年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬などに8万7,000円を計上しております。

議案第27号は、平成21年度有田川町水道事業会計予算であります。

まず、収益的予算です。水道事業収益が3億7,797万3,000円で、ほとんどが水道使用料でございます。水道事業費用は、3億5,515万4,000円を計上しており、その内容は、水道施設の維持管理費や企業債償還利息等の経常経費及び減価償却費な

どでございます。また、資本的収入は1億6,865万9,000円で、公共下水道事業に伴う移設補償費や企業債です。

資本的支出は、3億360万6,000円を計上しており、建設改良費と企業債償還元金であります。建設改良費の主たる内訳は、南部低区送配水施設整備事業及び下水道や県道バイパスに伴う水道施設移設工事などです。資本的収入が資本的支出に対し不足する額、1億3,494万7,000円は損益勘定留保資金等で補てんいたします。

以上で、平成21年度当初予算の説明を終わります。

次に、平成21年度予算以外の議案について、ご説明いたします。

議案第1号は、平成20年度有田川町一般会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、通常予算としての町税、国・県支出金及び町債など現時点での見込み得る額が把握できましたので、補正するものであります。また、国の第2次補正に伴う定額給付金事業や地域活性化・生活対策臨時交付金及び子育て応援特別手当交付金などが年度末押し迫り歳入通告がありましたので、これを補正するものであります。

今回の補正の主なもののうち、国の第2次補正に伴うものとして、定額給付金事業費に4億7,200万円を、地域活性化・生活対策交付金事業費に4億5,742万7,000円を、子育て応援特別手当交付金事業費に1,837万7,000円を増額補正いたします。また、それ以外の主なものとして、地上デジタル対策として情報通信基盤整備費に9億7,900万円を増額補正いたします。その他の歳出につきましても、国・県補助対象費の決定に伴う補正を行い、未執行額となる見込額を減額した結果、今回の補正額は、15億4,678万7,000円で、補正後の予算総額は、173億7,190万4,000円と相成りました。なお、この財源の主なものとして、国・県支出金及び町債を充てることにいたしております。

議案第2号は、平成20年度有田川町国民健康保健事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、一般被保険者療養給付費及び共同事業拠出金など、見込み得る額が把握できましたので、9,157万3,000円の減額補正を行うものであります。なお、補正後の予算総額は、38億1,475万4,000円と相成りました。

議案第3号は、平成20年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、医療給付費等医療諸費の見込み得る額が把握できましたので、9億3,360万円を減額し、補正後の予算総額は4億1,227万5,000円と相成りました。

議案第4号は、平成20年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、平成21年度からの介護報酬制度アップ改正に伴い、財源確保のため介護従事者処遇改善臨時特例基金への積立金として1,700万円を計上しています。なお、この財源は全額国庫補助金であり、補正後の予算総額は22億3,089万8,000円と相成りました。

議案第5号は、平成20年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合給付金など、見込み得る額が把握できましたので、2,003万7,000円を減額補正し、補正後の予算額は6億3,250万2,000円と相成りました。

議案第6号は、平成20年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、一般管理費及び水道施設管理費の見込み得る額が把握できましたので、659万2,000円を減額補正するものであります。

議案第7号は、平成20年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、職員の共済組合負担金7万2,000円を増額補正するものであります。

議案第8号は、平成20年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、歳入において、温泉利用料及び販売所等諸収入の減収が把握できましたので、これを補正するとともに、歳出において未執行額となる見込額を減額した結果、1,984万円の減額補正を行うものであります。

議案第9号は、平成20年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、職員の共済組合負担金23万円を追加補正するものであります。

議案第28号は、有田川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、個人情報の保護に関する法律の規定により、個人情報保護の観点から、その利用及び提供に制限が設けられておりますが、その例外について条項を追加するため、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第29号は、有田川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、独立行政法人国際協力機構法の改正に伴い、奉仕活動についての条項の変更があり、本条例の一部改正について議会の同意をお願いするものであります。

議案第30号は、有田川町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法第26条の2の規定に基づき、職員の公務に関する能力の向上に資するための修学について、必要な事項を定めるための本条例の制定について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第31号は、有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、有田川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例において委員が定義されており、その委員に対する報酬の額を定めるため、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第32号は、有田川町見上池及び菱池の代替池維持管理基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。



今回の改正は、規定の条例においては、見上池及び菱池の代替池の維持管理に限り基金を処分することができないことから、地域周辺の農業用施設等の維持管理においても処分することができるよう、基金の有効的な活用を図るため、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 33 号は、有田川町公共施設整備基金条例の全部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、普通財産等の売り払いにより生じた収入をもって、公共施設の整備費用に必要な財源を確保し有効的に活用するため、既定の公共施設整備基金条例の全部を改正する条例の制定について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 34 号は、有田川町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてであります。

介護従事者の処遇改善を図るといふ、平成 21 年度の介護報酬額の改定の趣旨等にかんがみ、保険料の急激な上昇を抑制するため、町が交付を受ける臨時特例交付金の額を積み立てる本基金条例を制定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 35 号は、有田川町低炭素社会づくり推進基金条例の制定についてであります。

町の豊かな森林などの自然環境の保全に努め、環境負荷を低減するため、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の循環型社会を構築し、町民の意識高揚及び低炭素づくりの推進を図るための事業に必要な財源を確保するための本基金条例の制定について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 36 号は、有田川町観光活性化施策推進事業基金条例の制定についてであります。

国の補正予算で措置された地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、観光活性化を推進する事業に必要な財源を確保するための本基金条例の制定について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 37 号は、有田川町給食センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、学校給食法の改正に伴い、給食代金についての条項の変更があり、本条例の一部改正について議会の同意をお願いするものであります。

議案第 38 号は、有田川町大蔵コミュニティセンター条例の制定についてであります。

地域住民の教育の向上、健康の増進、生活文化の振興などを目的に建設された大蔵コミュニティセンターについて、設置及び管理運営などに関し必要な事項を定めるため、本条例を制定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 39 号は、有田川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、里親の定義についての条項の変更があり、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 40 号は、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

介護保険制度は、3年を1期とする事業計画に基づき、サービスの内容や介護保険料が決められることになっており、今回の介護保険計画の見直しにより、平成21年度から平成23年度の介護保険料の変更についての本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第41号は、有田川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、占用物件の種類に共架電線、その他上空に設ける線類を新設するなど、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第42号は、有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、附則第3号の次に「当分の間、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域内の町営住宅の入居者の資格については、同居しようとする親族がいない場合においても条件を満たす」文言を加えるものであり、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第43号は、有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、立石地内及び黒松地内の簡易水道事業の実施に伴い、岩倉簡易水道並びに釜中地区簡易水道の給水区域、給水人口など、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第44号は、有田川町辺地総合整備計画の変更についてであります。

既に策定されている黒松辺地について、釜中簡易水道黒松地区施設整備事業を追加し、沼辺地については、町道沼口農協線の事業費の変更を、また、田角辺地については、田角地区移動通信用鉄塔施設整備事業を追加する必要性が生じたので、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第45号は、有田川町辺地総合整備計画の策定についてであります。

岩倉簡易水道立石地区施設整備事業を新規に計画策定するため、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第46号は、有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字金屋322番地1、明恵ふるさと館の指定管理者について、有田川町大字金屋322番地1、かなや農林産物加工直売組合に指定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第47号は、有田川町藤並駅交流施設の指定管理者の指定についてであります。

JR藤並駅舎内にある有田川町藤並駅交流施設の指定管理者について、有田川町大字金屋3番地、有田川町観光協会に指定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第48号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字下津野地内、町道1004号線、延長200メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

以上で、提出議案の説明を終わります。

何とぞ、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪弘典）

続きまして、補足説明はありませんか。

——ないようですので、提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

休憩中に11時から全員協議会を開きますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~

休憩 10時37分

再開 14時30分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

26番、森谷信哉君、6番、細東正明君から午後欠席の届出がありましたので、報告いたします。

…………… 日程第4 議案第1号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第4、議案第1号、平成20年度有田川町一般会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第1号について、質疑をさせていただきます。

3つとも、できれば町長さんに、なるべくお答えいただいて、具体的なところは担当課の方でお答えいただくことになるかもわかりませんが。

まず、1つ目は、25ページの備品購入で、今回、このバスを2台買われて、観光振興対策として予定されておりますが。まあ、バスを買うことについてはいいんですけども、これを使って、3年間とお聞きしているんですが、運行する上で既設の民間業者との兼ね合いが出てきます。私もいろいろ耳に入ってくることもありまして、本当にこの辺がうまくいくのかどうか。でないと、3年間に限った事業ですから、その後どうなっていくか。もし、このことによってトラブルが発生し、民間業者との共存共栄がうまくいかなければ、後は、本当に過疎地域の人たちの公共交通機関がどうなっていくのか心配され

ますので、その点お答えいただきたいと思います。

2つ目ですが、情報通信基盤整備施設整備事業で、今回、光ファイバーを利用するという事で組まれています。ここでお聞きしたいのは、IRU契約を10年間結ばれるということでもありますので、私は、これを利用して、利用料金が予定は840円ということになりますから、せめて10年間はIRU契約を結ぶ関係上、これで据え置きになるような、そういう話をしておられるのかどうか。せめて、それぐらいはやるべきでないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

それから3つ目、この地デジ対応で、金屋とか吉備の関係で、特に金屋地域で、私がお聞きしているところでは、西ヶ峯地域や生石地域ではギャップヒラーで対応するとお聞きしていますが、このギャップヒラーを導入するにしても、清水の維持管理は町がもっていくんやけども、これについては地元でもってもらいますよという話になっていけば、どうかなというふうに思いますので、その辺の地元管理、維持管理を何とかならないのかということが1つですね。

それから、宇井苔地域が、今の共聴施設の関係では入らないと聞いています。なぜかと言いますと、吉備や御坊の電波が強すぎて、予定した地域へ建てるとう入らないということで、再度調査をされているというふうにお聞きしているんですが、その辺のめどはたっておられるかどうか。あわせて、他の地域で共聴へ入っていない人とか、その他不備を来たす地域が出てこないかどうか。その点、万全の対策を取っていただけるかどうかお聞きしておきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

増谷議員さんのご質疑にお答えしたいと思います。

今回、補正で上がっている観光目的のバスについて、おっしゃるとおり、既存の有鉄さん、それから諸々のタクシー会社、これが今ある中で、これを無料でという話になりますと、いろんな協議をこれからしていかなければならないと思っています。ただ、有鉄の社長さんには、この間その旨をしっかりと伝えていまして、社長さんからも「そら、ええことやないですか」という返事をいただいています。これはもう、何も有鉄さんのお客さんを取るということではなくして、このバスを走らせることによって、更にこの地を訪れてくれるお客さんが今まで以上に多く来ていただく、そのことが、またバス等の相乗効果といますか、今まで以上に効果が出るんじゃないかならうかと思っています。このことについては、これからしっかりと、今の有鉄さん、そのほかのタクシーの関係の方々とも今後しっかりと協議を進めていきたいと思っています。

それから、ギャップヒラーの840円、これ10年間されるのかということでございませけれども、そこらへんの協議については、担当課からお答えをさせていただきたいと思っています。

それから、金屋地域、生石・西ヶ峯、ギャップヒラーでやるのが、まあ清水地域は町の管理下におかれるということでありまして。もともと、この清水地域の光ケーブルを引くというのは、これ以外にテレビを見る方法はないということで、もちろんこの地域の方々は、今まで無料で見られていたのが月840円要るということで、今のところ、その2地域の管理については、町で持つというような考えはもっていません。それから、宇井苔についても、ちょっと僕、今初めて聞きましたので、今後の方針を担当課の方から説明させていただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

総務課長、須佐見政人君。

○総務課長（須佐見政人）

増谷議員さんの質問にお答えいたします。

新たな難視地域につきましては、共聴施設の新設の場合、平成21年度において国庫補助3分の2に上げてくれということで要求を今しております。また、NHKにおきましても支援策を考えており、調査、申請手続き、助成金の支給などを考えているそうでございます。万が一、アナログ波が停止になっても、5年間の暫定措置ということで衛星放送で地上デジタル放送が見られるということ、万が一の場合考えています。

あと、IRU契約につきましては、10年間ということでNTT西日本の方とやっているわけなんですけども、840円につきましては、10年間そのままいくということで聞いております。

ギャップヒラーの維持管理等々につきましては、今後検討させていただきます。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

今の説明でわかったんですけども、これで対応すれば、共聴の障害とか地デジの関係も含めて、障害の出る地域がないということで把握させていただいていいんですね。

その点だけ、もう一度確認させてください。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

アナログの終了時点で、すべて何らかのかたちでテレビでは映るということになっています。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第5 議案第2号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第5、議案第2号、平成20年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第6 議案第3号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第6、議案第3号、平成20年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第7 議案第4号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第7、議案第4号、平成20年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第8 議案第5号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第8、議案第5号、平成20年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号

を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第9 議案第6号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第9、議案第6号、平成20年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



…………… 日程第10 議案第7号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第10、議案第7号、平成20年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決しました。

…………… 日程第11 議案第8号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第11、議案第8号、平成20年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 1 2 議案第 9 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 2、議案第 9 号、平成 2 0 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 3 議案第 3 3 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 3、議案第 3 3 号、有田川町公共施設整備基金条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 4 議案第 3 4 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 4、議案第 3 4 号、有田川町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決しました。

…………… 日程第 1 5 議案第 3 5 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 5、議案第 3 5 号、有田川町低炭素社会づくり推進基金条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 6 議案第 3 6 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 6、議案第 3 6 号、有田川町観光活性化施策推進事業基金条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決しました。

お諮りします。

日程第 1 7、第 1 0 号から日程第 5 1、議案第 4 8 号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は、3月17日、火曜日、午前9時30分から再開します。

~~~~~

延会 14時44分